

令和 9 年度

学童保育クラブ入所案内 (年間保存版)

○受付期間 令和 8 年 11 月 4 日 (水) ~ 11 月 20 日 (金)

○申込方法 入所案内 (年間保存版) は、必ずお読みください。

《利用児童は、毎年度申請が必要です》

・学童保育申請書 (様式 1, 2)

・添付書類: 申請内容を証明する書類など ㊤様式

○提出先 入所を希望する学童クラブ

- ・定員を超過した場合は、選考基準に基づいて入所児童を決定します。
- ・長期休みや年度途中から利用を希望する場合も、必ず受付期間にご提出ください。受付期間後の申請は、利用ができない場合があります。

問い合わせ先

南魚沼市教育委員会

学校教育課 (南魚沼市民会館 2 階) 773-6700

NPO 法人 すまいるネット南魚沼

事務局 (市役所大和庁舎 3 階) 777-2834

市ウェブサイトはこちら



1. 対象児童

学童保育は、保護者が仕事などで不在の間、小学生に適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成支援を行うための事業です。入所には、次の要件（入所基準）をすべて満たす必要があります。現在入所中の児童も、毎年度申請が必要です。

《入所基準》

- (1) 市内に住所を有し、保護者が就労、疾病等の理由により、昼間に留守家庭となる小学生（おおむね小学校3年生までの児童が利用しています）
保護者が教育・保育施設に対する保護者負担金、学童保育料、学校諸費（給食費等）を滞納していない児童
- (2) 保護者等※1の事情により、保育を必要とする日※2が、4週間（日曜日を除く24日間）で平均12日（週3日）以上ある小学生

※1 保護者等には、児童の祖父母であって、児童と同居しているか、児童の自宅または学校から近い距離（概ね徒歩7～8分）に居住している人も含みます。

※2 保育を必要とする日と認められる就労などの基準は、以下のとおりです。

通年利用する児童の場合

次の時間帯に、就労時間など（通勤・通学時間を含む）がかかること。

- ① 児童が小学1～2年生の場合：午後3時を超え午後6時まで
- ② 児童が小学3年生以上の場合：午後4時を超え午後6時まで

《 参考例 》

- ・午後2時30分に勤務を終了し、通勤に1時間が必要（帰宅：午後3時30分）
児童が1年生の場合⇒保育を必要とする日として認める。
- ・午後3時30分に勤務を終了し、通勤に15分が必要（帰宅：午後3時45分）
児童が3年生の場合⇒保育を必要とする日として認められない。

長期休みのみ利用する児童の場合

1日の就労時間など（通勤・通学時間を含む）が3時間以上あること。

その他

- ・支援員が配慮を行っても、他の利用児童や支援員に危害を加えるなど、児童クラブの管理運営上、支障がある場合、入所を相談させていただく場合があります。
- ・居宅内就労で、児童の保育が可能または協力できる場合は、入所をお控えください。
- ・入所希望者多数の場合は、保護者の就労状況や家庭の状況、児童の学年などを考慮し選考します。申請すれば必ず入所できるものではありませんのであらかじめご了承ください。

2. 申込書受付期間

令和8年11月4日（水）から 令和8年11月20日（金）

原則、月曜日から金曜日までのクラブ開所時間（13：00～18：00）

初めて入所する児童は面談を行いますので、申込み時に児童と一緒にクラブへご来所ください（事前にクラブへご連絡いただけると日程調整が可能です）。

- ・勤務などで上記時間内に提出ができない場合は、クラブにご相談ください。
- ・長期休みや、年度途中から利用を希望する場合も、期間内に申込みが必要です。
- ・内容を審査し、必要に応じて実態調査を行います。

3. 提出書類及び提出先

次の書類に必要事項を記入し、**入所を希望するクラブ**へご提出ください。

※申請書は学童クラブの運営団体により異なります。

- ① 学童保育利用申請書 兼 児童在籍票 **様式 1**
- ② 入所基準指数表 **様式 2**
- ③ 申請内容を証明する、以下のいずれかの書類（保護者等全員分が必要）

※南魚沼市ウェブサイトに入所案内・申込書を掲載しています

申請理由	必要書類	注意事項
就労	・ 就労証明書 ④様式 ※保育園等と共通の証明書です。両方（学童と保育園等）に提出が必要な場合は、写しを添付してください。 ※証明書内の下段は、保護者記載欄になっています。クラブを利用する児童名の記入が必要です。	・ 記載欄は、事業主が記入します。 ・ 自営業（農業含む）の場合、必要箇所の記入の他、前年度の確定申告書類の写しを提出してください。農業の場合、学童利用期間は11月末までとします。（農業で年間を通す場合は、その理由も明記してください。冬期間に別の就労がある場合は、証明書が必要です。）
就学	・ 在学証明書と時間割表など ※1日の時間数や月の日数がわかるもの	・ 4週間で12日以上、通学等をするのが要件です。 ・ 入所日前に卒業となる場合は、就学理由では申請できません。
疾病	・ 診断書や障害者手帳の写しなど、または病名や通院などがわかる写し	・ 保護者等が疾病又は負傷している場合
看護（介護）	・ 医師の診断書（介護認定を受けている場合は、介護保険被保険者証の写し）	・ 4週間で12日以上、看護（介護）などを必要とすることが要件です。
出産	・ 母子手帳の写し （分娩予定日、母の名前がわかるもの） ※年度の途中で妊娠が分かった場合も同様	・ 入所承認期間は、出産月とその前後2か月です。 （例：6月出産予定の場合4月から8月） ・ やむを得ない理由により、育休中の利用を希望される場合は育休期間開始前にご相談ください。

- ・ 就労（自営）、就学、疾病、出産、看護、災害のほか、これらに類する特別な事情や、在宅していても保育に協力できない理由がある場合は、申請書の「※入所理由」欄にご記入ください。
- ・ 祖父母が就労しておらず、クラブの利用を必要とする場合は、その理由を申請書入所理由欄へ詳細に記載してください。
- ・ 期間内に就労証明書が用意できない場合、その他の書類を期間内にご提出ください。**令和8年12月中**に提出いただければ、入所の優先度は下がりにません。
- ・ **保護者が求職活動中の場合は、利用承認を行いません。** 求職活動中の人は、学童保育利用申請書兼児童在籍票 **様式 1** の入所理由記入欄に父または母が「**求職中**」と**記入**して

提出し、内定後に内定通知などの写しをご提出ください。令和9年度以降の就労予定日を含む月から利用可能と認めます。**令和9年1月中まで**に内定通知などがない場合、優先度が下がる可能性がありますので、**就労証明書は就労開始後1か月以内にご提出ください。**

- ・育児休業中で令和9年度中に復職予定の人は、就労証明書の復職予定日欄を記入しご提出ください。
- ・利用期間中に母の妊娠や出産後の利用などがある場合については、必ずクラブにご連絡ください。
- ・申請内容に期限（就労期間など）がある場合、入所承認はその期間となります。**入所の継続を希望する場合は、承認期間内に新しい証明書をご提出**ください。
- ・申請内容に変更（就労開始、転職、就労時間や日数の増減など）があった場合は、**変更内容が確認できる書類**をご提出ください。
- ・住所や電話番号、勤務先などに変更があった場合は、クラブへ届け出てください。

4. 審査結果の通知

入所承認の場合	利用期間の承認書を送付します。
入所保留の場合	不承認や提出書類の不備などの理由を明記し、お知らせします。
入所待機の場合	保留後、申し出により再度確認をし、待機通知書を送付します。

※ 発送は令和9年2月中旬の予定です

5. 利用区分

通 年 利 用	年間を通じて利用 ただし、就労等により期間を限定する場合があります。
長期休業期間利用	長期休み期間のみ利用（学校終業・始業日は含みません） 春・夏・冬休み すべて利用する ものとして申込みを受付けます。 途中休所は認められませんので、利用の必要がなくなった場合は、クラブに退所届を提出ください。（ 通年利用が優先 されますが、定員枠の範囲で利用可）

- ・年度の途中で**利用区分の変更**はできません。一旦退所し、あらたに申請が必要です。
- ・**月6日以上のお席がなく翌月も続く場合は**、退所していただくことがありますのでご相談ください。
- ・一時的な預かり保育はしません（急に保育が出来なくなった場合など）。
- ・**特別な場合を除き、連続2か月以上の休所は認めていません。**長期休所の場合は一旦退所し、再度入所申請書を提出願います。空きがあれば再度入所も可能です。

6. 開所日

月曜日から土曜日（ただし、土曜日は拠点保育1か所となります）

※国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）・お盆休み（8/14～8/16）は除く

※台風・地震などの自然災害で学校が休校となった日は、学童保育クラブも閉所となります。

7. 保育時間

	基本保育時間	延長保育時間
平 日	放課後 ～ 18:00	～ 18:30
土曜日	8:00 ～ 13:00	
長期休校期間(平日)	8:00 ～ 18:00	
長期休校期間(土曜)	8:00 ～ 13:00	

・就労により学童を利用する場合は、勤務終了次第速やかに迎えをお願いします。

・土曜日は、北辰（第二）クラブによる拠点保育です。（1か所のみ）

就労のため利用を希望する人は、申請書裏面の児童在籍票の下段に申し込み欄がありますので、ご記入ください。保護者による送迎が基本ですが、朝のみタクシーなどによる送りが可能です。午前7時30分集合（上田クラブまたは大崎クラブに集合し、北辰クラブまで送ります）。ルールについてはクラブで説明します。

・保育時間を頻繁に超える場合、利用を制限する場合があります。

・延長保育は、希望状況を集約して指導員の配置などが可能なクラブで実施します。希望する時間まで保育を確約するものではありませんのでご了承ください。

・勤務時間などの都合で保育時間外に児童を預けたい場合は、次のサービスがあります。

ファミリー・サポート・センター

子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と手伝いたい人（提供会員）をアドバイザーが橋渡し役となって仲介を行う会員制の保育サービスです。サービスは有料ですが、会員登録は無料で手続きも簡単です。依頼会員も提供会員も、お気軽に登録をお願いします。

対 象 0歳からおおむね12歳の子ども

内 容 保育園の開始時間までや保育終了後に子どもを預ける
保育園などの保育終了後や学校の放課後、学童クラブ終了後に子どもを預ける
保育園などや学校、学童クラブへの送迎など

費 用 1時間：600円～800円、交通費
※1時間400円～600円の市助成あり（1回の活動で上限1200円）

問合せ 南魚沼市ファミリー・サポート・センター（南魚沼市子育て支援センター内）
Tel 772-7754 fax 788-1121

8. 保育料

通 年 利 用		4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで	月額	7,000 円
長期休業期間利用	春休み①	4 月 1 日から～始業式前日まで	期間	1,500 円
	夏休み	1 学期終業式の翌日～ 2 学期始業式前日	期間	14,000 円
	冬休み	2 学期終業式翌日～ 3 学期始業式前日	期間	3,000 円
	春休み②	年度末終業式の翌日～3 月 31 日まで	期間	1,500 円
延長保育料	平 日	午後 6 時を超え午後 6 時 30 分まで	月額	500 円
	土曜日	午後 1 時を超え午後 6 時まで	月額	1,000 円
		午後 1 時を超え午後 6 時 30 分まで	月額	1,100 円

- ・ 長期休みの利用は途中休所できません。利用の申込みをした時点で利用の有無に関係なく、期間ごとの料金が発生します。利用の必要がなくなった場合は退所届を提出ください（退所した場合、料金は発生しません）。
- ・ 延長保育を申請せずに基本保育時間を超えた場合も、月額延長料金が加算されます。
ただし、保護者や親族の突発的な事故・病気など社会通念上やむを得ない状況と判断される場合は、この限りでありません。また、延長の申込みをした時点で、利用の有無に関係なく、月額延長料金が発生します。
- ・ 保育中のケガなどの備えとして、スポーツ保険に加入いただきます。（令和 9 年 3 月中に集金）
（障害、賠償責任、突然死などに対する保険：保険期間は 1 年間：保険料は年額 800 円）

9. 保育料の減免

① 学童保育を利用する児童の世帯が市民税非課税世帯の場合	保育料の 2 割
② 学童保育を利用する児童が 1 世帯 2 人以上の場合	保育料の 2 割
③ 前 2 号（①と②）のいずれにも該当する場合	保育料の 4 割
④ 学童保育を利用する児童の世帯が生活保護世帯の場合	保育料の全額

- ※ ①の減免は、世帯分離を行っていても、同居等している場合は状況確認を行い判断します。
- ※ ①・②・③の減免は、通年利用の月額保育料、夏休み期間の保育料にのみ適用します。
- ※ ②・③の減免は、利用区分が同じ場合に、2 人目の児童から適用します。

10. 保育料等の納入方法 (9ページ、年間納入日一覧のとおり)

- (1) 保育料は利用月の翌月末日（休日の場合、翌営業日）に口座振替となります。
クラブからお渡しする「口座振替依頼書」を、市内金融機関にご提出ください。
すでに学童保育利用で登録済みの人は、提出不要です。
- (2) スポーツ保険・おやつ代・保護者会費は、クラブで現金徴収します。
令和8年度の状況は、8ページ [実費徴収金一覧表]のとおり。
令和9年度は、入所時にクラブよりお知らせします。
- ・月に1日も利用が無くても、前月末までに「休所届」が提出されていない場合は、保育料を徴収します。必ず休所する月の前月末までに「休所届」をクラブにご提出ください。
ただし、長期休み利用者は休所できません。退所しない限り、保育料を徴収します。
 - ・滞納となった場合は、児童手当から支払っていただくなど、お支払いについて相談させていただきます。未納が3か月以上続いた場合は、入所承認を取り消します。

11. 保健衛生上の取り扱い

- ・児童の体調が悪くなった場合は、保護者に連絡しますので迎えをお願いします。
- ・感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）で小学校が閉鎖の措置を行った際（閉鎖期間中）は、当該児童の利用はできません。
- ・長期休み中など、学校が休みの期間に、学童保育クラブ内で感染症等が流行した場合、感染拡大防止のため一時閉所をする場合があります。

12. その他

本事業は、クラブの保護者会と協力して運営しています。

必ず保護者会に入会して、クラブの運営に積極的な協力をお願いします。

お困りごとや、ご相談等がありましたら、

お気軽に各クラブや学校教育課までお問い合わせください。

南魚沼市教育委員会

学校教育課（南魚沼市民会館2階） 773-6700

各クラブのお問い合わせ先は次ページをご参照ください。

学 童 保 育 施 設 （市委託クラブを掲載）

	運営法人	クラブ名	小学校区	定員		電話	保育場所
				通年のみ	長期含む		
大 和 地 域	萌気会	大空クラブ※	浦佐小学校	80	80	777-4567	浦佐認定こども園前 (浦佐 5278-9)
	すまいるネット 南魚沼	薮神クラブ	薮神小学校	33	33	777-3885	薮神小学校校内施設 (一村尾 800)
		太陽クラブ	三用・赤石小学 校	38	38	779-2943	うるおいの里みよう (前原町 845)
		大崎クラブ	大崎小学校	40	40	779-2778	大崎小学校校内施設 (大崎 1855)
六 日 町 地 域	野の百合福祉会	野の百合 家庭教育館※	主に六日町地区 の小学校	45	45	772-2627	野の百合こども園併設 (六日町 1225-1)
		第二野の百合 家庭教育館※		45	45		野の百合こども園隣専用 施設
	長慶福祉会	たんぼぼクラブ※	主に六日町地区 の小学校	55	55	773-2556	ダイアパレス 2 階 (六日町 1479-1)
	すまいるネット 南魚沼	おおまきクラブ	おおまき小学校	50	60	776-4890	おおまき小学校校内施設 (大杉新田 416-2)
		どんぐりクラブ	城内小学校	40	46	775-2941	城内小学校校内施設 (上原 68)
		にこにこクラブ	五十沢小学校	40	42	774-2954	五十沢小学校校内施設 (宮 472-3)
		北辰クラブ 北辰第一 (33:36) 北辰第二 (35:37)	北辰小学校	68	73	(北辰第一) 773-3623 (北辰第二) 770-0052	北辰小学校地内専用施設 (余川 1220-2)
		六日町クラブ	令和 8 年度末で廃止することが決定しています。				
塩 沢 地 域		中之島クラブ	中之島小学校	45	55	782-0314	中之島小学校校内施設 (中子新田甲 265-1)
		石打クラブ	石打小学校	35	35	783-2943	石打小学校校内施設 (石打 2-1)
		上田クラブ	上田小学校	39	39	782-4099	上田小学校隣専用施設 (長崎 30-3)
	若葉会	わかばクラブ※	塩沢小学校	146	148	782-5163	塩沢金城わかば児童館内 (塩沢 1393-21)
		金城クラブ※					
		牧之クラブ※					
	金城学園	つむぎクラブ					

※「大空クラブ」、「野の百合家庭教育館・第二野の百合家庭教育館」、「たんぼぼクラブ」、「わかばクラブ・金城クラブ・牧之クラブ・つむぎクラブ」の申込方法などは、各クラブへお問い合わせください。

※すまいるネット南魚沼が運営するクラブの定員はあくまで目安です。各クラブの諸事情を勘案し、入所を承認します（定員以下の承認となる場合があります）。

令和8年度の実費徴収金一覧表（参考）

単位：円

クラブ名	通年利用者		長期休校期間利用者		スポーツ 保険料 (年額)	備 考
	おやつ代/月	保護者会費 年払い	おやつ代/年	保護者会費 年払い		
太 陽	1,500	1,000 1人につき	3,000	1,000 1人につき	800	保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
大崎		1人 1,200 2人 1,000		600 1人につき		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
菰 神		1,000 1人につき		1,000 1人につき		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
おおまき		1,000 1世帯につき		1,000 1世帯につき		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
どんぐり		1,000 1人につき		1,000 1人につき		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
にこにこ		1,200		1,000		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
北 辰		1人目 1,800 2人目 1,000 3人目 500		1人目 1,800 2人目 1,000 3人目 500		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
六日町		1,800 1人につき		1,800 1人につき		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
中之島		1人目 1,300 2人目 1,000		1人目 800 2人目 600		
石 打		1,200		1,200		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収
上 田		1,000 農業の為 11/30 までの利用者 ⇒ 500		700 農業の為 11/30 までの利用者 ⇒ 500		保護者会費、長期のおやつ代は4月に一括徴収

※ この他、行事などによる特別徴収がある場合もあります

※ 令和9年度については、入所時にクラブよりお知らせします

令和8年度 学童保育料の納入(口座振替)日

南 魚 沼 市

NPO すまいるネット南魚沼が運営する学童クラブの保育料は、利用月の翌月末にご指定の金融機関口座から振替えられます。

月末の日が、土曜・日曜・祝日の場合は、金融機関の翌営業日に口座振替えとなります。

※通帳残高をご確認いただき、振替不能とならないようにご注意ください

※振替不能になると、納付書を発行します。その月分は、納付書でお支払いください

通年利用月：(長期休み利用)	学 童 保 育 料 振 替 日
令和9年4月分：(春休み利用)	令和 9 年 5 月31日 (月)
令和 9 年 5 月分	令和 9 年 6 月30日 (水)
令和 9 年 6 月分	令和 9 年 8 月 2 日 (月)
令和 9 年 7 月分	令和 9 年 8 月31日 (火)
令和 9 年8月分：(夏休み利用)	令和 9 年 9 月30日 (木)
令和 9 年 9 月分	令和 9 年 1 1 月 1 日 (月)
令和 9 年 1 0 月分	令和 9 年 1 1 月30日 (火)
令和 9 年 1 1 月分	令和 10 年 1 月4日 (火)
令和 9 年1 2 月分：(冬休み利用)	令和 10 年 1 月31日 (月)
令和 10 年 1 月分	令和 10 年 2 月29日 (火)
令和 10 年 2 月分	令和 10 年 3 月31日 (金)
令和 10 年3月分：(春休み利用)	令和 10 年 5 月 1 日 (月)

《学童保育は、みなさんの納入する保育料で運営されています》